

## 益田市立総合福祉センター施設使用に際して

当センターは老人母子福祉センターとして、地域の方々にご利用いただけます。

### ○使用できる者・団体

- ①益田市に居住する老人、寡婦、母子及び心身障害（児）者、またはそれを構成する団体
- ②社会福祉を目的とする団体
- ③その他、益田市社会福祉協議会（会長）が認めた者

### ○開館日及び時間

年末（12月29日～31日）／年始（1月2日・3日）を除く  
平日 8：30～17：00（但し金曜日は21：00まで）  
土日祭 8：30～17：00

### ○施設使用申請

施設を使用日の3ヶ月前の同日より受け付けています。（但し年度始めはこの限りではありません。）但し、大集会室等の利用者が多い場合は駐車場の関係で会議室等の使用ができませんのでご了承ください。施設使用申込書に必要事項を記入し、窓口にお出してください。

なお申請後でも使用目的等、当センター運営規程に沿わない場合に使用をお断りすることがあります。また下記注意事項を遵守できない場合は、次回よりの使用をお断りしますのでご了承ください。

### ○施設使用完了報告

施設使用当日に、施設使用完了報告書をお渡し致します。お帰りの際、お手数ですが必要事項を記入の上、事務室まで施設使用完了報告書を提出してください。提出をもって使用終了となります。

### ○「使用上の注意」

- ①許可なしに広告類を掲示したり、物品を販売したりしないでください。
- ②机・椅子等利用した場合、元の位置にお戻してください。
- ③火災予防には万全を期すこと。当センターは全館禁煙です。喫煙場所以外での喫煙はご遠慮願います。
- ④各室にありますロッカーは個人的に使用をしないでください。
- ⑤館内での飲酒はご遠慮ください。
- ⑥退室時、電気・エアコン等の消し忘れにご注意ください。
- ⑦会場で出たゴミは各自でお持ち帰りください。
- ⑧給湯室をご利用の場合、什器等元の場所に戻し、清掃をお願いします。
- ⑨建物及び備え付け器具等を故意にき損、または滅失した時は、事務室にお申し出ください。（賠償していただく場合もあります）

※公共施設ですので誰もが気持ちよく使用していただけるようご協力をお願いします。